

蒲郡市介護予防・日常生活支援総合事業短期集中訪問サービス事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、訪問による食生活の改善・向上を図るために、東三河広域連合が行う東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成30年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第4条第1号ア（エ）に規定する短期集中訪問サービスを行う事業（以下「サービス事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により、市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(サービス事業の実施)

第2条 市長は、サービス事業の実施について、適切なサービス事業の運営が確保できると認められる団体（以下「サービス提供者」という。）に再委託することができる。

(対象者)

第3条 サービス事業の対象者は、実施要綱第6条に規定する者で、当該サービスの利用することによって、その者の栄養状態を改善することができると認められる者とする。ただし、現在罹患中の疾病の管理にあたり、医療機関等で栄養指導を受けている者を除く。

(サービス事業の内容)

- 第4条 サービス事業は、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、食生活改善・向上を図るため、管理栄養士が利用者の自宅を訪問し、アセスメント、モニタリング等全体に関与し、利用者の食生活改善・向上に努めるものとする。
- 2 サービス提供者は、利用者にサービスを提供するに当たり、地域包括支援センターによる適切な介護予防支援及び第1号介護予防支援に基づいて作成された介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの目標に沿った支援内容に努め、利用者の個別支援計画を作成するものとし、地域包括支援センターの求めによりサービス担当者会議へ参画するものとする。
 - 3 サービス事業によるサービスの利用期間は、利用者1人に対して概ね3か月（最大6か月）間で、月1～2回、最大6回までを限度として実施する。再度サービス事業を利用する場合は、直前のサービス事業によるサービスの利用終了後、原

則6か月以上経過した後でなければ利用できないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 サービス提供者は、サービス事業の実施に当たり、あらかじめ利用者から個人情報の取扱いに関する同意を得るものとする。

(利用の中止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービス事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) その他利用が適当でないと判断されるとき。

(サービス単価)

第6条 サービス事業のサービス単価は、1人当たり1回5,300円とする。

(自己負担金)

第7条 サービス利用者の自己負担金は無料とする。

(費用の支弁)

第8条 市長は、サービス提供者に対し、第6条の額を支弁する。

(衛生管理等)

第9条 サービス提供者は、サービス事業に従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第10条 サービス提供者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供者は、利用者に対するサービス事業の実施により事故が発生した場合、速やかに市長に報告を行うものとし、当該利用者の家族、当該利用者を担当する地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 サービス提供者は、事故対応の状況及び経過等について、書面により市長に報告を行うものとする。

(状況報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、サービス提供者に対し、当該事業

の運営について随時報告させ、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(書類等の保管)

第13条 サービス提供者は、サービス事業を実施した活動記録（訪問記録等）や利用者の記録（基本情報、アセスメントシート等）、経理関係の書類について、年度ごとに整理し、当該年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、サービス事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。